

別添資料

＜平成30年4月26日（木）乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会＞

1 地域生活支援部会

資料1 乙訓圏域新任職員連続講座の案内

資料1-2 乙訓圏域新任職員連続講座実施報告

2 相談支援部会

資料1 研修会「その支援、ひとりで悩んでいませんか？」案内

資料2 障がい福祉計画への提案

3 就労支援部会

資料1 「庁内実習」まとめ

資料2 就労継続支援（A型・B型）事業所 調査報告

4 喀痰吸引等研修プロジェクト

資料1 「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）実施要項」

5 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

資料1 「自分らしく生活するために 自由に家をさがそう」

別冊

乙訓圏域新任職員連続講座

これからの乙訓圏域の障がい福祉を支え牽引する新任職員が、乙訓圏域の障がい福祉の歴史や事業所の特色を知り、これまで以上に乙訓圏域の福祉に関心を持っていただきたいと思えます。そして、その担い手であることに誇りを持つことにより、職員の一層の職場定着を目指して開講します。たくさんのスタッフの参加をお待ちしています。

● 日程

日 時	場 所	講座内容	講 師
12月7日(木) 16:00~17:30	乙訓若竹苑	開講挨拶 乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅠ	伊藤地域生活支援部会長 能塚GM こらぼねっと京都自立支援センター伊藤所長 乙訓若竹苑
12月15日(金) 16:00~17:30	乙訓ひまわり園	乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅡ	やよい工房 乙訓ひまわり園
12月18日(月) 16:00~17:30	乙訓ひまわり園	乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅢ 福祉のプロに求められるもの	あらぐさ 乙訓楽苑・里 こらぼねっと京都自立支援センター伊藤所長

- 受講対象者 各事業所の新任職員（入職から概ね3～5年の職員）
- 受講予定人数 おおむね20名
- 受講料 無料

※ その他

- ・ 連続講座のため全部を通しての受講を原則としますが、一講座のみの受講も可能です。
- ・ 開講時間が、事業所の送迎等に重なり、申し訳ありません。参加者調整のご協力よろしくお願いたします。

- 裏面の必要事項をご記入のうえ、メール・FAXにてお申し込みください。
(締め切り12月1日)

乙訓圏域新任職員連続講座

参加申し込み

下記に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

平成 年 月 日

所属	職種	氏名	備考

ご連絡先

電話番号	
E mail	

【申込み・問い合わせ】

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

TEL 075-954-7939

FAX 075-959-9086

Email otsufukugm@cup.ocn.ne.jp

乙訓圏域新任職員連続講座実施報告

1 開催の目的

これからの乙訓圏域の障がい福祉を支え牽引する若い職員に、業務に関する基礎的で重要な知識等を習得してもらい、これまで以上に福祉に関心を持っていただき一層の職場定着を目指すことを目的に開催した。

2 開催内容

第1回 開催日時：12月7日（木）16：00～17：30 場所：乙訓若竹苑

内容：乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅠ

講師：自立支援協議会事務局 能塚 隆裕氏

こらねっと京都自立支援センター伊藤 美恵氏

乙訓若竹苑 岡本 友二氏

参加者数：25名

第2回 開催日時：12月15日（金）16：00～17：30 場所：乙訓ひまわり園

内容：乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅡ

講師：やよい工房 松島 朱美氏

乙訓ひまわり園 井上 大氏

参加者数：21名

第3回 開催日時：12月18日（月）16：00～17：30 場所：乙訓ひまわり園

内容：乙訓の障がい福祉の歴史を知るⅢ

福祉のプロに求められるもの

講師：あらぐさ福祉会 佐名木 良実氏

乙訓楽苑・里 三宅 州人氏

こらねっと京都自立支援センター伊藤 美恵氏

参加者数：25名

3 受講申込み者数 33名 参加事業所数 19事業所

4 参加者の主な感想

- ・それぞれの事業所に歴史・特色があり、そこにはご家族・行政・事業所、その他多くの関係者が積み重ねてきた努力があり、地域の方々の協力を得ながら、今の状況があるということを感じた。（多数）
- ・乙訓で今後も働いていく上で私もその一員と頑張りたいと思いました。
- ・乙訓地域には、障がい福祉に対する熱い思いがあることがよくわかった。
など

平成 30 年

1月19日(金)
10時～11時45分

乙訓保健所 2 階 講堂にて

「その支援、ひとりで悩んでいませんか？」

～本人中心の支援のために、課題の整理法を学ぶ～

内 容

講 義

講師：華頂短期大学 幼児教育学科
教授 武田 康晴 先生



グループワーク

モデルケースを通して課題の抽出法や整理の仕方を学びながら支援者間の交流を行う

- 対象者 乙訓圏域の相談支援事業所（者）
障がい福祉サービスに関わる事業所（者）
主催団体関係者、行政
- 申込み 12月25日（月）までに、裏面に必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお送りください
- その他 ▽参加費は無料です
▽駐車場は数に限りがありますので、できるだけ自転車・バイク又は公共交通機関をご利用ください。

当事者の生活の質の向上を目指して、支援者のスキルアップを目的とした研修会です。同時に他事業所とのつながりもできます。奮ってご参加ください！

主催： 乙訓障がい者基幹相談支援センター ・ 乙訓圏域障がい者自立支援協議会
協力： 乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会

研修参加申込み用紙

乙訓障がい者基幹相談支援センター 宛

平成 30 年 1 月 19 日(金)に実施される研修会に下記の通りに申込みします。

団 体	
担当者	
電 話	
FAX	
E-Mail	

出席者	
職	氏 名

申込先

〒617-0813

長岡京市井ノ内西ノ口 17-8

乙訓障がい者基幹相談支援センター

TEL 075-952-6521

FAX 075-959-9086

障がい福祉計画への提案

乙訓圏域障がい者自立支援協議会相談支援部会では、平成28年度の取り組みとして、乙訓圏域の各市町における障がい福祉サービスの実績や障がい福祉計画の計画値と圏域全体のニーズとの整合性、整備すべき社会資源等について検討するとともに、次期障がい福祉計画策定への意見として、「障がい福祉計画について まず現状を知る」（以下、「報告書」という。）を作成しました。

また、本年度は報告書をもとに、乙訓圏域の各市町が策定中の第5期障がい福祉計画への提案について検討してきました。

障がい福祉計画を策定されるにあたり、障がい福祉サービス等全21事業の中で、部会で検討した課題解決が早急に必要な9事業について、今後の見込みや事業内容に関する提案として、次のとおりまとめました。

各市町の計画を検討される上で、十分な御配慮をいただきますようお願いいたします。

平成29年9月

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

相談支援部会長 石松 友樹

居宅介護・重度訪問介護

支援者（ヘルパー）の不足は全国的な課題であり、乙訓圏域においても大きな課題となっています。サービスの質と量を確保しながら安定した暮らしを維持していくためには、ヘルパーの確保が不可欠であり、募集に向けた広報や養成研修をより充実させる必要があります。また、ニーズが重なる朝夕の時間帯は特にヘルパーの確保が困難であり、個別ケースの分析を進め、ニーズの多い時間帯を避けたプランニング等により、今ある社会資源を有効に活用するための工夫を取り入れていく必要があります。

生活介護

平成 18 年の障害者自立支援法（平成 24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正。以下、「法」という）施行以降、様々な事業形態でのサービス提供が可能となり提供量は増えてきていますが、支援学校卒業生や高齢等による就労継続支援 B 型事業等からの移行先として利用の増加が見込まれます。このため今後とも事業所の新・増設に対する建設費や住民対応等の支援が必要です。

また、既存の事業所も様々な利用者のニーズに応えていくために、創作活動や簡単な作業だけではなく、健康維持管理的な要素なども取り入れて事業内容の多様化を図りながら、利用者ニーズとサービスをマッチングさせる取り組みを進めていく必要があります。

就労継続支援 B 型

生活介護と同様、法施行以降、様々な事業形態でのサービス提供が可能となり、現状では利用希望者に対してサービス提供量が不足する状況ではなくなりました。

この事業は、一般就労に向けての訓練が必要な方のステップアップの場であり、また高齢障がい者等の雇用に向けての訓練を前提としない「福祉的就労」の場でもあるため、利用者の幅が広く、ニーズも多種・多様なサービスとなっています。

したがって、それぞれの事業所における作業内容や支援内容は様々なものとなっています。

このため、各事業所の特色の周知を図り、利用者にあった事業所に繋げていくことにより、安定した日中活動の場を提供することが求められています。

また、工賃向上を目指して事業所間の連携による効率的な需給の仕組み構

築や公的機関からの物品調達の拡大と付加価値の高い製品を作るための事業所の創意工夫も必要です。

短期入所

利用者ニーズは非常に高いのですが、圏域内の入所施設は1カ所のみで、夜間体制が十分でない通所施設やグループホーム併設の5カ所と併せて6事業所に限られ、利用者の多くが圏域外の事業所に依存しており（報告書p24参照）サービス供給量は慢性的に不足しています。

今後、家族の高齢化に伴い、緊急的な利用が必要となるケースが増えると予想され、新たな事業所の開設が喫緊の課題となっています。

このような中、少しでも短期入所を利用しやすくするために、現在検討されている「地域生活支援拠点」に利用を調整する機能を備えることにより今ある短期入所施設の有効活用を図ることや、障がい特性等により、やむを得ず圏域外施設の利用が必要な方の移送に係る支援の検討も必要です。

さらに、現行制度で認められている介護保険施設や病院等での障がい者の短期入所の受入れを実施している圏域もあり、乙訓圏域でもこれの実現に向けての検討が必要です。

共同生活援助

グループホームの利用ニーズに対して、この圏域では圧倒的に提供量が不足していますが、グループホームの整備が進まない要因として、住宅集積地が多く一定の広さの土地の確保が難しいこと、建築基準法や消防法等の規制により一般住宅より建設費が多額になること、近隣住民の理解を得にくいことが予想されることなどの困難さがあるためと考えられます。

他の圏域では、一時資金や土地の確保を必要としないオーナー方式のグループホームも増えてきています。これは整備の促進に有効な方法であり、乙訓圏域でもこれまで現実的な手法としていくつかの取り組みがなされてきましたが、実現までには至りませんでした。

グループホームのニーズは国・府の施策で「地域生活」を重視した施策が示されていることから一層高まることが予想されますが、整備にあたっては、建設用地・資金・住民理解・支援職員の確保等、大きな課題を解決していかなければなりません。

また、重症心身障がい者等の重度障がいのある人のためのグループホームは特別な構造・設備が必要で建設費が高額となります。

今後ともグループホームの整備に当たっては、整備する法人だけではなく、行政、保護者・家族が協調・協働して、より良い進め方を考えていく必要があります。

施設入所支援

入所施設の新設は、国の方針として、「真に必要なものに限定する」とされ、困難な状況にあります。乙訓圏域は人口比で施設数（定員）が圧倒的に少ないため、圏域での生活を続けるために入所施設の新設を求める声も多くあります。

このため、圏域内での入所機能を有する施設の実現に向けては「共生型福祉構想」の具体化の検討の中で課題や問題点を整理し、その上での積極的な検討が必要です。

また、現行制度では認められていませんが、ユニット型特別養護老人ホームの一部を居住施設として障がい者が利用できないかの検討も将来的には必要です。

移動支援

休日の過ごし方の一つとして利用される方が多いため、希望日時が重なり支援者の不足等により、十分にはニーズに答えられていない状況で、支援者の確保が課題となっています。現任者への研修を学生や定年退職された方等、比較的支援の担い手になりやすい方に対しての周知を強化するなど、人材確保や育成の工夫により支援者の確保・充実に繋げていく必要があります。

日中一時支援

この事業は入所系施設による短期入所事業の日帰り利用が、法改正を機に地域生活支援事業に位置付けられた経緯があり、報酬単価が低いことと設備面や人員配置のハードルにより、新規参入が進んでいません。

家族の緊急時に利用できるサービスのひとつとして、圏域内の提供体制が整備されること強く望む声もあり、日中活動系事業者において対応できる体制を整える必要があります。

おわりに

9種類のサービスについて提案しましたが、福祉サービスの適切な提供を目指し、社会資源の整備やサービス提供体制の構築を進めていくには、障がい福祉に限らず、高齢者や児童福祉の現場においても同様ですが、支援者（人材）の確保が大きな課題となっています。

協議会としては、現に働いている人にできるだけ長くこの圏域で働いていただくための取り組みを今年度から実施することとしていますが、新たな支援者の確保は各事業所、行政、保護者・家族の連携した取り組みも不可欠です。

今後とも、京都府や府社会福祉協議会とも協調して人材確保のための施策を推進するとともに、新規職員の住居確保や奨学金返済の支援等、この地域独自の効果的な施策の検討も計画に位置づけ、その実現を図ることも重要です。

また、障がい福祉サービスを進める上で必要不可欠なものとして、地域住民の理解があります。残念ながら住民理解が得られないため、事業が進まないケースがこれまでいくつかありました。

障がい者への理解促進に向けて行政も様々な努力をされていると思いますが、これからも障がい者と市民の交流場面の創出を初めとした様々な啓発活動を積極的に進めていただくようお願いします。

平成 29 年度 就労支援部会「庁内実習」まとめ

1 目的

乙訓圏域で事務作業の実習の場がないという課題を受けて、まずは身近な行政での実習をしていくことになった。

平成 29 年度は、行政機関が試験的に実習の受け入れを行い、障がい者に対する理解を深めること、体験実習における課題の抽出を目的に体験実習を実施した。

2 取り組み内容

- (1) 目的の共有 文書化し各行政に依頼した。
- (2) 「大山崎町」「乙訓保健所」での体験実習実施（平成 29 年度は、試行）
- (3) まとめ（振り返りシートから）

① 実習者

今後の自信につながり、良い経験になりました。受け入れ機関の対応も、丁寧に優しく有り難かったです。事務作業の内容や環境について、自分に合っているかどうかを考える機会になりました。

- ・ 庁内実習を受けてとてもよかった。チケット作りがわかりやすくよかったです。
- ・ 職場実習の雰囲気をつかむことができてよかった。
- ・ 袋詰めの中身が大きいのがあって閉じるのが難しかったけど、アドバイスを言ってくれたりして閉じれました。
- ・ なかなかできない体験だと思った。
- ・ 私には、この仕事が向いていないと思いました。
- ・ 初めての役所の実習で不安がありましたが、職場の方に丁寧に教えてもらい、最初はゆっくりでしたが、最後はスピーディにできました。

② 実習受け入れ機関

対応に不安がありましたが、実習者の作業や態度が丁寧に支援者の見守りもあり、受け入れてよかったと思います。作業も正確で安心して任すことができました。実習内容について個人情報に関わらない一定の作業量を選ぶなど検討することが課題としてあがりました。

- ・ 当日の作業内容の変更や、指示・助言が実習生に受け入れられなかった際の対応について課題に感じていたが、実習生の受け答えも確実であり、作業内容の追加や変更にも柔軟に対応していただいたと思います。作業の正確性についても全く問題なかったです。
- ・ 受け入れ側は、作業内容が正確に伝わるよう指示方法を検討する必要があると思います。
- ・ 実習として依頼できるボリュームの作業が存在するかどうか、庁内全体で実施するか、福祉課のみで実施するかを課題として感じていた。
- ・ 個人情報を扱う仕事が大半なので、実習の受け入れに適した一定量の仕事の確保が難しかったです。
- ・ 今後の実習受け入れについては、実習生側に問題がなければ可能です。

- ・対応に不安があったが、まじめにしっかりと取り組んでもらい、挨拶、言葉づかいも丁寧で、昼休みには楽しく話げできた。実習の成果もきちんと出してもらえたと思います。
- ・他部署への拡大については、まず、実習の趣旨について、理解してもらう必要があると思います。

③ 支援者

実習先が実習の受け入れに慣れていない場合には、支援者が仕事の段取りをつける必要があると感じました。初めての受け入れに際しては、事前打ち合わせ（仕事内容、指示方法、特性に合わせた支援、見通しの持たせ方、休憩時間を含めた作業日程など）をより丁寧にを行う必要があります。

- ・実習者への配慮は伝えていたが、関わり方については十分に伝えられていなかった。結果、受け入れ機関の職員の方の手を多くとっていただくことになった。申し訳なかった。
- ・わからないところを質問に行かせてもらえると、質問の練習にもなったのではないかと感じた。
- ・実習の休憩時間が短いように感じました。
- ・作業量をもう少しいただきたかった。
- ・実習先が役所と聞かれ、丁寧な対応が予想でき実習に臨むことができた。当日の対応も丁寧で、実習者は平常心を保つことができました。
- ・初めての受け入れだったが、準備段階での打ち合わせができていれば、実習そのものに対して問題ないと思う。今後日数が増やせればと思う。

3 平成 30 年度に向けて

(1) 実習先

平成 29 年度は、乙訓保健所と大山崎町に取り組んでいただいた。まだ試行段階であるため、平成 30 年度は、乙訓保健所と大山崎町では実習内容の拡充・長岡京市は試行、向日市もできることを行ってもらうことを目標とする。

(2) 実習者

圏域の就労支援事業所にも実習提案の声かけをしていきたい。実習者を募る方法としては、乙訓障害者支援事業所連絡協議会への働きかけや自立支援協議会のホームページが考えられる。

(3) 実習調整役

実習受け入れ機関との打ち合わせ、実習候補者の選定、支援機関との調整、実習保険の確認、実習に必要となる書類（実習依頼書・プロフィールシート）などの調整役が必要となる。平成 30 年度の実習の計画を立てる前に、どの機関が実習調整役を担うかの検討が必要である。

自立支援協議会 就労支援部会 乙訓圏域内就労継続支援（A型・B型）事業所 調査報告

●はじめに

平成 29 年度設置された就労支援部会では、平成 30 年度の障がい者法定雇用率の改定に向けて企業の障がい者雇用への関心が高まっていることに併せて、障がい者の雇用促進に寄与するため、実習先の拡大や福祉就労から一般就労へ進まない原因の協議、企業の障がい者に対する理解の促進を図るための取り組みを進めてきました。

このうち「福祉就労から一般就労へ」に関しては、様々な課題がある中で、障害者総合支援法が目指す方向に必ずしも進んでいないのではないかとの意見が部会の協議において示されました。

利用者の高齢化・重度化が進む一方、少ない職員で十分な支援をする余裕がないなど、具体的にどのようなことが就労支援の課題となっているのか集約されたものはありませんでした。

このため、乙訓管内の就労支援事業所が抱えている課題等について、それぞれの事業所から直接聴かせていただき、今後の事業所活動の充実のための支援について、具体的方策を提言することとしました。

●調査対象

乙訓圏域の就労継続支援（A型）事業所、就労継続支援（B型）事業所

〈就労継続支援（A型）事業所〉 4事業所

- ・ NPO 法人 エンデバージャパン 「ジョブサポートセンター RINEN」
- ・ NPO 法人 乙訓障害者事業協会 「カフェ エポカ」
- ・ 株式会社 KT ワークス 「KT ワークス」
- ・ 株式会社 道 「Go Way」

〈就労継続支援（B型）事業所〉 13事業所

- ・ 社会福祉法人 あらぐさ福祉会 「障害者福祉センター あらぐさ」
- ・ NPO 法人 エンデバージャパン 「ジョブサポートセンター RINEN」
- ・ 社会福祉法人 京都国際社会福祉協力会 「のぞみ工房」
- ・ 合同会社 草のたね 「草のたね」
- ・ 一般社団法人 暮らしランプ 「暮らしランプ（こきゅう・カフェ3）」
- ・ 社会福祉法人 向陵会 「乙訓ひまわり園」
- ・ NPO 法人 乙訓障害者事業協会 「バスハウス」
- ・ 乙訓福祉施設事務組合 「乙訓若竹苑」
- ・ NPO 法人 乙訓やよい福祉会 「やよい工房 久貝事業所」
- ・ 一般財団法人 長岡記念財団 「カメラリア」
- ・ NPO 法人 フレンドリー 「ライトホープ長岡京」
- ・ NPO 法人 友愛サポート 「ワークショップ 友愛印刷」
- ・ NPO 法人 友愛之郷 「友愛之郷」

●調査の実施方法

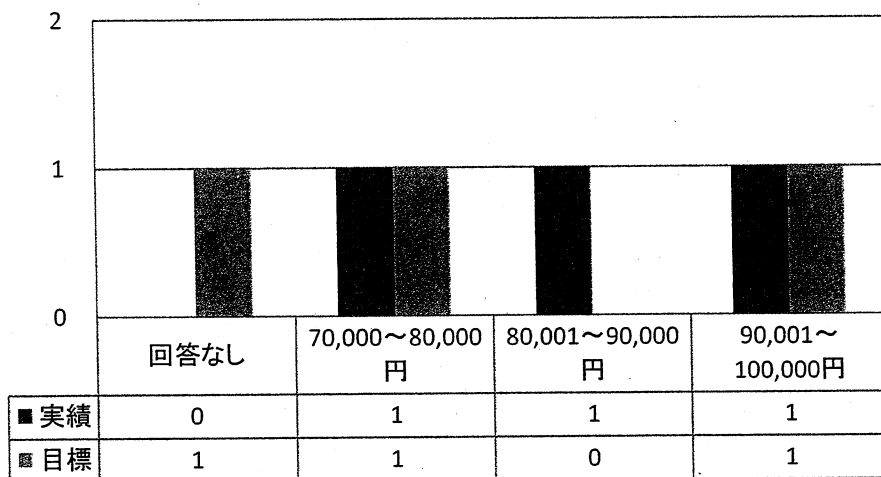
- ①乙訓圏域で就労継続支援（A型）事業並びに就労継続支援（B型）事業を運営している全事業所を対象としました。
- ②事業所の実際の声を十分に聴くために、郵送での書面調査ではなく、直接訪問による聴き取り調査としました。
- ③聴き取りの内容を深めるために、訪問調査の前に依頼文や調査項目を記載したものを持参して説明し、了解を得た後に訪問をしました。
- ④聴き取りにより、項目ごとに事業所それぞれの現状や抱えている課題等を集約し、傾向を分析しました。事業所が特定されるような内容は一部省略しています。また、事業所によっては項目の内容に馴染まない事業所もあったため、いくつかの質問は聴き取った事業所数を省略しています。
- ⑤それぞれ、1時間程度の聴き取りを要したため、事業所の業務に支障がないように訪問日時を調整し、また調査チームも部会委員複数で対応しました。（このため、調査は平成29年10月初旬から11月下旬にかけての約2か月を要しました。）

など、初めて実施する調査であり、部会委員の協議の中で最善の方法を探りながら行いました。

●調査内容・調査結果

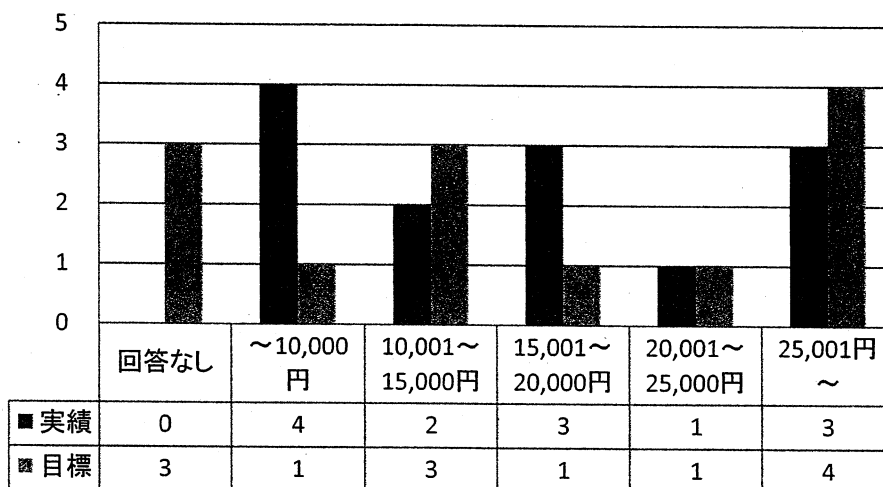
1. 現在の月額工賃と目標工賃を教えてください。

1.月額工賃と目標工賃(A型)



- ・就労継続支援A型事業所の平均工賃は約84,800円、京都府下の平均工賃85,786円（28年度）と概ね同じ水準でした。
- ・グラフにない1事業所については、最低賃金を保障しており、プラス50円ほどの工賃を目標としているとの回答でした。

1.月額工賃と目標工賃(B型)



- ・乙訓圏域の就労継続支援B型事業所の平均工賃は約18,800円、京都府下の平均工賃16,617円(28年度)に比べ高い水準でした。
- ・回答なしについては、非回答が2事業所あり、今の時給に少しプラスして能力に応じて手当をつけたいという事業所が1事業所ありました。

2. 工賃アップの方策について実践していることを教えてください。

自主製品の販売では、店舗の設置や販路を確保、宣伝活動、イベントなどに積極的に出店して売り上げを向上させているという事業所が多くありました。また、確実な量や一般に通用するような質を維持できるように製品作りに努めているという声がありました。

下請けなどの作業では、量や内容を利用者に合わせた範囲で受けている事業所や複数の企業から受けてコンスタントに作業数を確保している事業所もありました。依頼があれば、即作業できる体制を作り、仕事を受注しやすくしているなどの工夫が見られました。

その他、利用者の技術・集中力などの向上を目指した支援に力をいれることで作業種類や作業内容を拡大している事業所、新規事業の開拓に努めている事業所もありました。

一方で、販売の機会に職員が出てしまうと利用者の支援体制が整わず、イベントの販売への参加や屋外の作業をすることへの難しさを感じている事業所もありました。

下請けなどの作業については、利用者の特性に合い現状よりも単価が高い作業であれば作業を増やしたり、乗り換えたいという意向の事業所もありました。

自主製品についての課題としては、工賃増に繋がっていない事業所が多く、販売方法や販売先に工夫の必要性があります。一方で事業所単体では、大量受注への対応も難しくなるため、複数の事業所で作業や自主製品の受注を協力する仕組みが求められます。

国が掲げている工賃増への取り組みとしては、障害者優先調達法や工賃向上計画支援事業があるものの、それが現場ではあまり意識されていなく、工賃向上に向けた取り組みに対しての温度差が大きいのが現状でした。

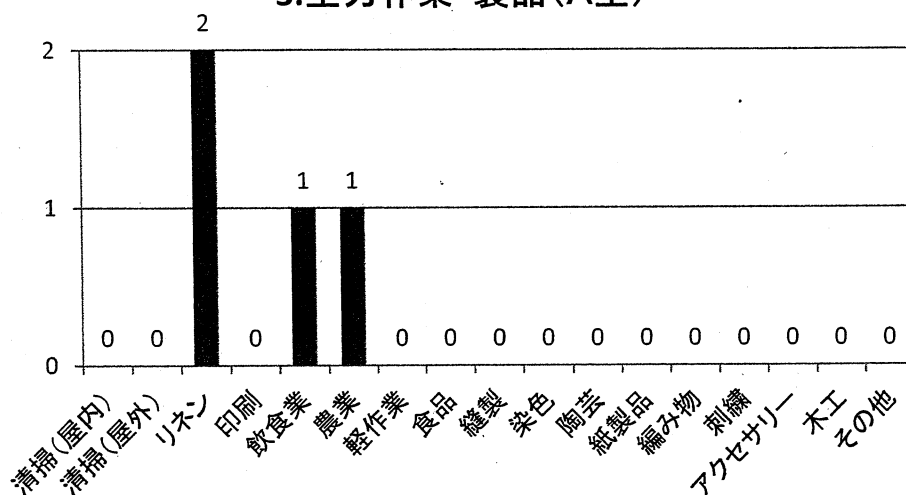
(各事業所からの具体的な意見)

- ・広告の折り込みで宣伝する。

- ・赤字やロスのある取引先を見直し、数を減らしたり、取引を終了したりした。数や日数を減らした取引はプレミア感が出たのか、ロスが減り、売上げはほぼ同じになった。
- ・食品を卸す先として店舗を作った。店舗の売上げが上がれば、その食品の単価も上がる予定。
- ・職員がしていた事務仕事も切り出して利用者にしてもらっている。
- ・業務によって基本給と別の手当を設定している。雑用を当たり前にしてもらわず、備品の組み立てなどを利用者にしてもらって手当を上乗せしている。
- ・地域の人から何か頼まれたら、新しい作業として取り入れられないかを前向きに検討して仕事を増やしている。
- ・行政から仕事を得ている。依頼が入ればすぐに動ける態勢をとることで、仕事を得やすくする工夫をしている。
- ・周囲の農家との連携をとり、格安で野菜を仕入れ販売している。
- ・販売ルートを確認してから商品開発をしている。
- ・企業とコラボレーションして製品づくりをしている。
- ・売り上げを伸ばすために、出前を取ったりイベントに積極的に参加している。
- ・工賃は下がってきている。祭りなど販売に行くことで売り上げがあったが、日常業務にプラスして祭りに出るとスタッフが疲れてもたないため軽減している。
- ・縫製の作業があるのでミシンを習得できるように支援している。
- ・一般就労を目指して8時間労働に耐えうる精神力・集中力づくりをしている。
- ・日々の生産性アップと施設外就労訓練にも力を入れている。

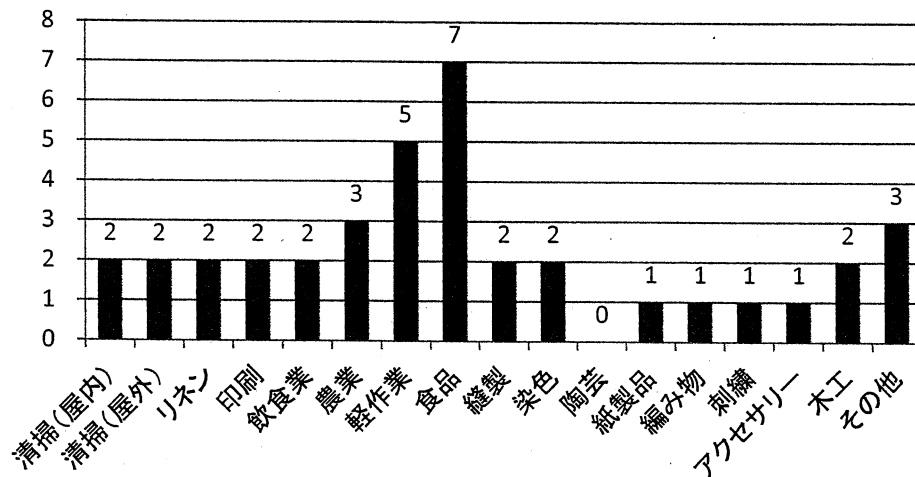
3. 事業所の主力の作業と製品について教えてください。

3.主力作業・製品(A型)



- ・全ての事業所で1つの作業を主力としていました。

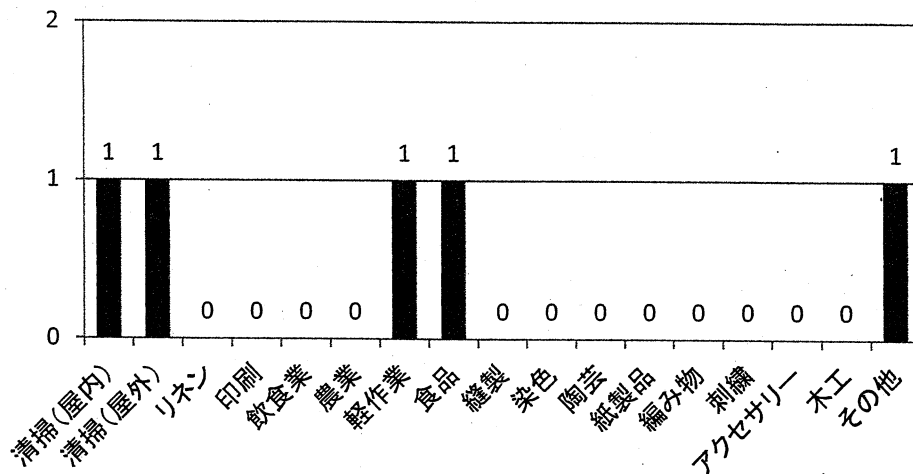
3.主力作業・製品(B型)



- ・食品を扱う事業所が多く、障がい特性に対応できるよう複数の作業・製品作りに取り組む事業所が多くありました。
- ・その他の作業・製品として建築部材加工、店舗運営、竹製品等の回答がありました。

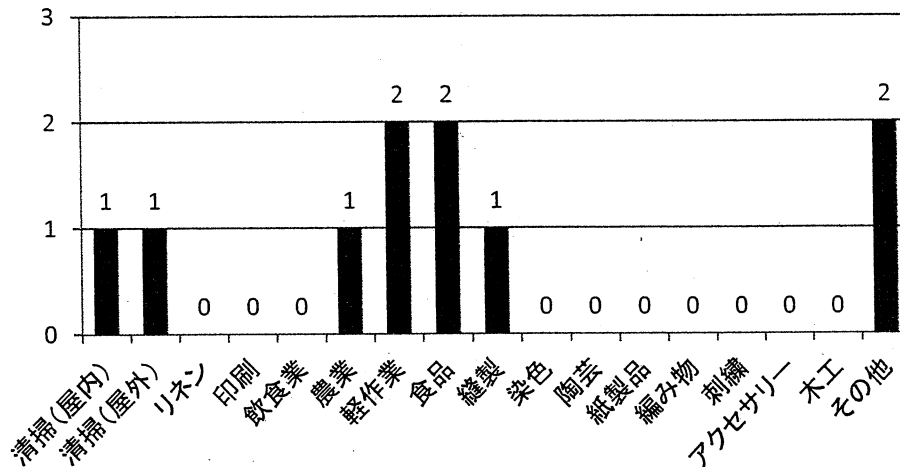
4. 今後取り組みたい作業、製品があれば教えて下さい。

4.今後取り組みたい作業・製品(A型)



- ・半数の事業所では現状の作業に加え、工賃収入の確保のために、様々な作業・製品に取り組みたいとの回答でした。

4. 今後取り組みたい作業・製品（B型）



- ・ 食品を扱っていない事業所からは食品が、その他として観光業や一般企業とのコラボが今後の取り組みたい作業として回答がありました。

5. 下請けなどの仕事はどう確保しているか教えてください。

〈A型事業所〉

各事業所において、設備、備品を含め、安定した作業が確保できるように工夫されていました。

- ・ 実習の時の評価により出向先増
- ・ タオルを調達・洗濯してレンタルする事業
- ・ 備品等を親会社に借用
- ・ 同じ顧客（得意先）の継続
- ・ 役場、商工会、社協等と販売など連携
- ・ 庭園サポート事業チラシを地域へ配布

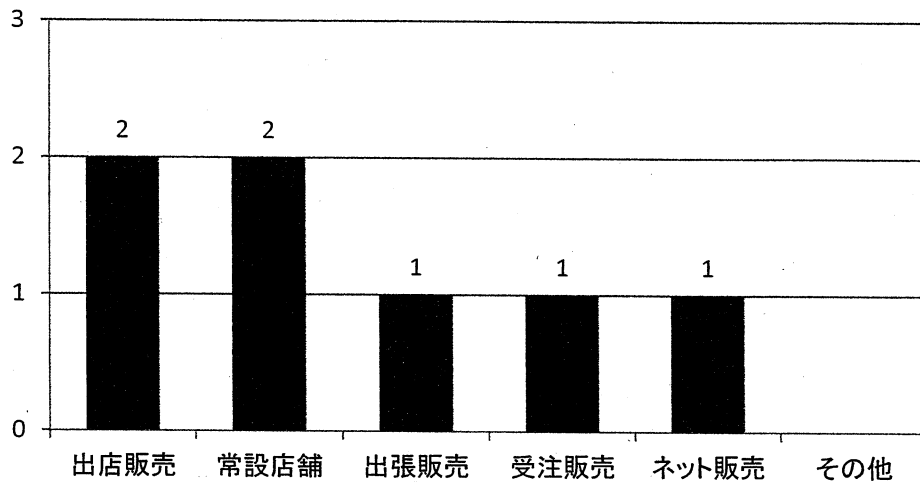
〈B型事業所〉

下請けでない連携企業からの作業や下請け作業をしている事業所が多いが、手直し等が多く、体勢及び採算等が採れず受けていない事業所もある。しかし、各事業所は作業確保にかなり努力されていました。提携企業等との連携強化、品質・納期の遵守はどの事業所においても共通点でした。

- ・ 提携企業からの委託
- ・ 関係企業との連携強化のための品質・納期遵守
- ・ 相手に当事業所のできる事を明確に伝達
- ・ 下請け先固定、年間通じて作業確保
- ・ 事業所周辺の会社からの内職（検品、封入作業）
- ・ 事業所間での紹介やマッチング
- ・ 植物の植え込み、販売（コーヒー、植物）
- ・ 関係機関、広報、知人からの紹介

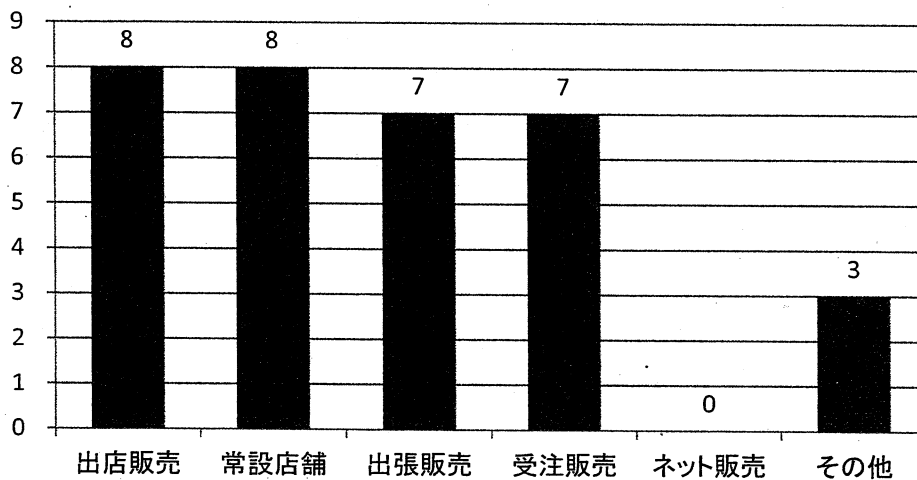
6. 自主製品の販売方法について教えてください。

6.自主製品の販売方法(A型)



- ・半数の事業所で自主製品に取り組んでおり、様々な方法で販路を拡大していました。

6.自主製品の販売方法(B型)



- ・大量注文や在庫管理に対応出来ないとの理由からネット販売に取り組む事業所はありませんでした。
- ・その他の販売方法として、カタログ販売がありました。

7. 仕事確保のために乙訓圏域で共同受注できる仕組みが必要だと考えますか。

A・B事業所とも必要と感じているものの、仕組みづくりや取りまとめる窓口を設ける必要性があります。

- ・作業や販売等に繋がるまでの苦労があり、販売会場によっては食品が不可等
- ・販売状況の緩和（食品可、単価制限なし等）が必要
- ・内職だけでなく出店販売の機会を増やす必要有
- ・売上げるまでが大変だが、仕事を作っていくべき
- ・京都府のほっとはあと利用するも紹介される仕事は1割程度しかつながらず、乙訓版があれば地元企業とコラボできる可能性有
- ・1事業所で対応できない作業量がある場合は、仕組みが必要

8. 昨年度から今年にかけて企業就職した利用者はいますか。

〈A型事業所〉

2事業所からは、3名が企業就職しました。その一方でハローワークを利用して就職が決まるが直ぐに退職される等、就職後のフォロー体制がないのが現状です。今後、就労定着に向けた支援を行う新たなサービスと連動して考えていく必要があります。

【就職した職種】

- ・リネン、パート雇用（社会保険加入）
- ・親会社
- ・外部製造業（自己就職）

〈B型事業所〉

4事業所から就職されるも雇用形態はアルバイト等の非常勤が大半でした。また、ほとんどの利用者がB型に留まり、A型や就労移行事業にステップアップすることがないのが現状でした。B型事業所だけで考えるのではなく、A型や就労移行事業所と情報共有及び連携が大切なことが分かりました。

【就職した職種】

- ・警備会社
- ・グループホーム世話人補助（アルバイト）
- ・病院清掃
- ・大型量販店のバックヤード
- ・販売パート、福祉事業所職員

9. 現在在籍している利用者で企業を退職してきた利用者はいますか。退職した理由はどういったものですか。

企業を退職して利用を始めた利用者がいるという事業所が12事業所ありました。

就業中に精神疾患を発病された、もしくは悪化した等を理由とした本人の体調不良や、職場等での人間関係・企業の業績悪化からの解雇などが挙げられました。継続するための支援、相談があれば辞めずに済んだかもしれないというケースも充分考えられました。なかには、理由を語りたくないという方もおられ、自信の喪失、社会への疎外感などを感じられているケースもありました。

10. 就職を希望する利用者は何人いますか。

就職希望者は合計で 48 名でした。うち職員の方から見て実際に現段階で就職できる可能性があると思込まれる方は 12 名でした。

ただ、希望者がいても事業所の収入の安定のために就職者を出すのは厳しいという率直な意見や、希望はあるもののまだ能力的に厳しい、定着までは結び付かない方も多いという意見も聞かれました。

11. 実習先は確保していますか。確保している場合、どんな職種でどのように確保していますか。

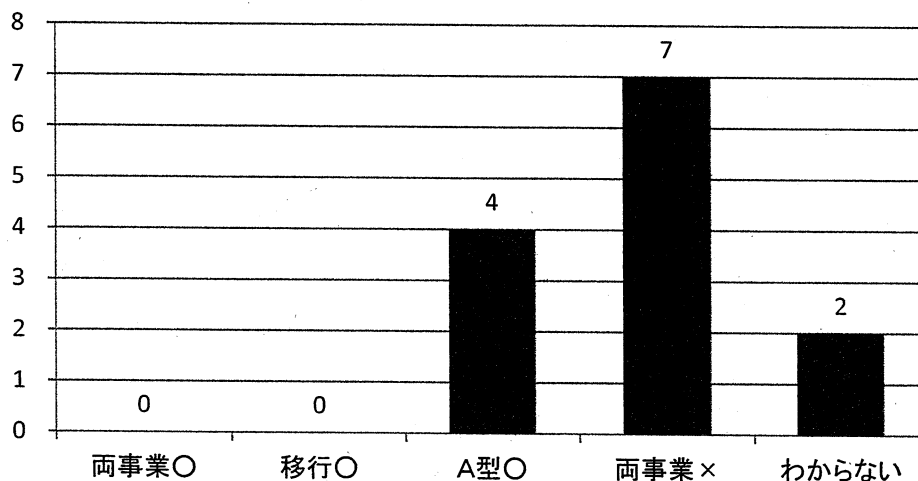
確保している事業所数は 4 事業所、確保していない事業所は 11 事業所（うち 1 事業所は希望なし）でした。

確保していないと答えた事業所が多く、利用者ニーズがないと答えた事業所もありました。

企業との連携という意味で、地元の工場や特産品を取り扱う業者と提携したり、経済同友会とのつながりで提携先を広げたというケースもありました。

12. 就労移行・就労Aに取り組みたいと考えておられますか。【就B事業所のみ】

12. 就労移行とA型に取り組みたいか(B型)



- ・ 就労A型、就労移行の両事業に取り組みたくないと回答する事業所が半数以上でした。

13. その他の意見

〈A型事業所〉

- ・働いたお金で暮らすことが出来ればいいと思うし、目標。ここで工賃が7万、年金が7万、合わせて14万なので暮らせるのではないかな。工賃で10万くらい稼げればいいと思っている。
- ・職員が足りない。国の配置基準はA型では7.5対1（B型も同じ）だが、他の事業所の規模や状況を聴きたい。
- ・それぞれの利用者が現在持っている能力をできるだけ伸ばしたい。
- ・大山崎町は「えごま油」が有名。えごま作りを昨年からはじめた。えごま油を活かした商品開発をみんなでやっている。みんなで相談して作ることで責任感も生まれる。一方で旬の野菜作りも行っていて、地域の人達に食べてもらいたいと思っている。
- ・農業は切り口になっているだけで、その中で自分たちの力を知り、そこを評価し、次のステップへつなげていきたい。
- ・いろいろな情報をもっと知りたい。
- ・他の施設はどういう取り組みをしているのか知りたい。
- ・アンケートをとってお客さんはどう思っているのかを知る取り組みをしている。だんだん「障がい者が働くお店」ということが周知されてきているが、店員の態度が悪いという意見もある。
- ・現在は業務に追われて、なかなか利用者の支援などにも手が回らない状況。

〈B型事業所〉

- ・利用者が選択しやすく、不安を感じないような仕組み作りが必要だと思う。
- ・どこにどんな事業所があって、工賃がいくらで、どんな作業をしているのかが分かりにくい。
- ・移行事業を利用した後の見通しがつくようなツールの必要性も感じる。
- ・現実的に公益性も考えて、時代に合った街のために働けるようなものが出来ればよいと思う。地域の人たちがお節介をしてくれるような繋がりが持てる象徴的な物や仕組みがあればと思う。
- ・長いスパンで見て、福祉として今後もやっていける仕組みも必要。若い人たちが育つような後継者がいなくなるような、アイデアや決断に対してキャリアのある人たちのアドバイスが加わり、みんなで物事を考えていける仕組みがあれば、地域の福祉として期待できると思う。
- ・どこまでスタッフが将来の構想を考えられるのか。キャリアパスを活かさないといけないと考えている。スタッフとの面談を通じて、法人・事業所・個人の将来像を描けるかが課題。
- ・障害特性上、不安定な人（例えば発達・精神）、特色のある人（たとえば若年性アルツハイマー）を紹介されたことがあるが、今の体制では難しく感じている。少人数で対応できる場があれば、受け入れ可能かもしれない。各事業所が得意分野を活かした連携が圏域内で出来ればいい。
- ・生活介護系の事業所が多く、事業所の横のつながりで工賃アップの話が出来る事業所が少ない。そのベースが弱いのが非常に残念。

- ・高齢化が進み作業のできる方が少なくなっている。仕事ができる方がなかなか利用されない。
- ・下請けの作業は工賃が低く割に合わないものが多い。今の単価を超えるものがなかなかない。
- ・業者から時々内職を受けられないか連絡があるが断っている。
- ・条件を整えばA型も希望している。
- ・就労の力がありそうな利用者でも、ステップアップして失敗したとしたら元の事業所に帰れる保障がないからつなげられない。失敗しても元の事業所へ帰れる制度があればいいなと思う。
- ・地域で行き場がなく継続B型サービスの利用を待っているとの声を聞く。定員に達しているために要請に応じられない。
- ・他のB型の方の情報が入ってこない。交流がない。
- ・利用者のやりがい向上のため販売・受注などの方法で企業との関わりを持ちたい。
- ・何かいい内職があれば教えてほしい。今ある内職では利用者への還元が厳しい。

●おわりに

聴き取り調査を実施して乙訓地域の就労支援事業所（A型・B型）に次のような願いや要望があることが明らかになりました。

- ①同じ地域でサービスを提供しているものの他の事業所の情報や支援の中身が分からない。もっとお互いの情報や支援の工夫、将来構想などを交流できる場が欲しい。
- ②乙訓地域の平均工賃は京都府平均を上回っているものの「生活保護基準額」よりも「工賃と障害基礎年金を合わせた額」の方が少なく、一人暮らしへの難しさがある。工賃向上の取り組みをさらに作り出してほしい。
 - * 「障害基礎年金の額」
 - 1級 月額 約81,000円 2級 月額 約65,000円
- ③社会（企業等）側への働きかけを増やし、障がい者の姿や商品を知って欲しい。さらに、障がい者雇用枠での就労を目指す方の実習受け入れや企業による下請け作業の提供などを継続的に実施してほしい。
- ④行政側の直接支援として「優先調達法」の更なる実施と、ほっとはあと製品の販売スペース（長岡京市で実施されている「ほっこりんぐ」など）を設けてほしい。
- ⑤自主製品（クッキーやパン、野菜など）の販路拡大として、学童保育や老人センターなどでのおやつ提供や給食の食材などに利用してほしい。

以上の願いや要望を踏まえ、今後の就労支援部会での取り組みとして、以下を提案・検討していきます。

ア「情報の交流など」について

多くの事業所から要望があった「情報の交流」については、合同販売会やイベント準備を乙訓地域で一緒に取り組んでこられた乙障協での交流が可能と考えます。乙障協へ今回のアンケート結果で得られた情報を伝えるとともに、就労支援部会としての役割等について一緒に検討して行きます。

イ「工賃向上」について

各事業所では利用者の特性に応じた活動が工夫され、障がい者の働く喜び、地域で安

心して生活できる条件づくりが大切にされています。「就労継続B型事業所」での工賃向上は京都府でも大きな課題とされ、「京都府工賃向上計画（第2期）（平成27年から29年）」が実施されてきました。「農福連携」を一つの典型にしたモデル事業づくりや「はあとふる商品提供事業所」へのコンサルタント派遣による商品開発や販路拡大の取り組みが行われています。

このため、京都府や各市町の計画を踏まえ次の取組みを提案します。

- ①今まで福祉行政や各事業所単位で行われていた実習機会の調整や民間企業からの下請け作業の受注などを、乙訓地域として受け各事業所へ案内することを目的とした新たな組織（担当者）づくりの検討を進めます。
- ②自主製品（主にクッキー、パン、野菜などの食料品）の販路拡大として学童保育所や老人センターで提供されるおやつへの活用、学校給食の献立への利用などを関係機関に働きかけていきます。また「優先調達法」の更なる実施を関係機関に働きかけていきます。
- ③「ほっとはあと商品」の紹介や事業所で働く人の姿を地域の方に知ってもらう場として長岡京市の「ほっこりんぐ」のような販売の場を各市町に作ってもらえるように働きかけます。さらに近隣の大型ショッピングセンター（イオン桂川店他）内で販売の場を作ってもらえるように働きかけます。

社会福祉法人 乙訓福祉会
乙訓福祉会・ライフサポート事業所

2017年度「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項

(1) 研修目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、たんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」と記す）を必要とする特定の者に対して、医師、看護師等との連携の下、必要なケアを提供するため、適切、安全にたんの吸引等を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

(2) 受講資格・要件

- ・在宅の訪問系等サービス事業所の介護職員等のうち、特定の利用者に対してたんの吸引等の行為を行う必要が現にある方または近く実施する予定を見込んでいる方。
- ・実地研修にあたり、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、実地研修の協力について了承が得られること。
- ・実地研修にあたり、利用者の主治医の指示書に基づき、指導できる看護師等の協力を得られること。
- ・実地研修中における偶発的な事故等に起因して、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合の賠償責任に対応できる保険に加入していること（事業所ですでに加入されている保険で対応可能かどうかをご確認ください）。

(3) 研修実施日程

基本研修：2017年 10月21日（土） 講義

9：30～16：30（受付9：00～）

10月22日（日） 講義、筆記試験、シミュレータ演習

9：00～16：00（受付8：30～）

実地研修：登録研修機関登録後速やかに実施する

(4) 研修実施場所：（福）乙訓福祉会 乙訓の里

所在地：〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井20-3 電話：075-954-0777

※当会ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/> 内の地図参照願います。

(5) 研修受講定員 40名

受講決定については、申込期間の申込者に対し、研修実施委員会により選考を行い、受講決定通知にてお知らせいたします。

(6) 受講料

基本研修：10,000円（8時間講義＋シミュレータ演習）

事務手数料：2,000円（受講申込後キャンセルされた場合は1,000円と振込手数料を申し受けます。）

実地研修（指導看護師料）：10,000円（指導看護師が他法人の方の場合や居ない場合、1利用者当たりが必要、自法人の方の場合は無料）

※上記のとおり実地研修の指導看護師が他法人の方である場合は、指導看護師料として受講者ごとに1利

用者当たり 10,000 円をお支払して頂いています。一度も実地研修を実施することなく、いったん研修を終了する場合は、指導看護師料を返金（振込手数料は申込者負担）しますのでご連絡をお願いいたします。

(7) 研修教材

教材については、第3号研修テキスト「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習事業 喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）」（株式会社ピュアスピリット作成）を用いる。

※上記のテキストをお持ちでない方は、実費 2,000 円（モノクロコピー版）にて販売いたしますので、申込書にご記入をお願いいたします。

(8) 備品等調達方法

備品等必要な設備については京都府及び、乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会等からのネットワークによる関係機関より、借用の上準備する。

(9) 修得程度審査方法 筆記試験事務規定による。

(10) 「基本研修」実施プログラム

1 日目 9:30~16:30

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	9:00~9:30	
開講式	9:30~9:40	
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義 ○利用可能な制度 ○重度障がい児・者の地域生活等 ○障害者総合支援法と関係法規	9:40~12:10 (休憩を含む)	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 NPO法人「てくてく」 尾瀬 順次 (社会福祉士)
休憩・昼食	12:10~13:10	
喀痰吸引の講義 ○呼吸について ○呼吸異常時等の症状・緊急時対応 ○人工呼吸器について ○喀痰吸引について ○口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ○喀痰吸引の手順、留意点等 ○喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	13:10~16:30 (休憩を含む)	社会福祉法人 向陵会 訪問看護ステーション「きりしま」 訪問看護師 亀井 あや子 (非常勤)

2 日目 9:00~16:00

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	8:30~9:00	
健康状態の把握・経管栄養の講義 ○食事と排泄（消化）について ○経管栄養について ○経管栄養の手順、留意点等 ○経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応	9:00~12:20 (休憩を含む)	社会福祉法人 向陵会 訪問看護ステーション「きりしま」 訪問看護師 亀井 あや子 (非常勤)
休憩・昼食	12:20~13:20	
オリエンテーション	13:20~13:30	試験委員会

(試験実施に向けての諸注意等)		
筆記試験 ○吸引・経管栄養 (30分) ○経管栄養のみ (15分)	13:30~14:00	試験委員会
休憩	14:00~14:10	
シミュレータ演習 ○喀痰吸引 (口腔内) (鼻腔内) (気管カニューレ内) ○経管栄養 (胃ろう、腸ろう) (経鼻)	14:10~15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション「きりしま」 谷川智子、亀井あや子 ・あらぐさ福祉会 長谷川朋子 ・晨光苑 三木明子 ・片岡診療所 若林環、高田初子、社領佐和子 ※受講者数に応じ、上記講師より分担して担当
閉講式	15:40~16:00	

(11) カリキュラム一覧表
基本研修

科 目	実施内容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障がい児(者)等の地域生活 	2.5
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者の障がい及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引について ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点等 	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養について ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点等 	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内の喀痰吸引 ・鼻腔内の喀痰吸引 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・経鼻経管栄養 	1.5
合 計		10

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師・看護師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

(12) その他

喀痰吸引等研修実施委員会・試験委員会 構成員一覧

氏名	団体・機関名	備考
加藤 博文	(社) 乙訓医師会	医師
尾瀬 順次	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
谷川 智子	乙訓訪問看護ステーション連絡会	看護師
奥田 英太郎	(福) 長岡京市社会福祉協議会	
能塚 隆裕	乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局	
中坊 智子	乙訓福祉施設事務組合	
團塚 瞳	向日市障がい者支援課	
畑 秀和	乙訓福祉会 相談支援室 のこのこ	
三宅 州人	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 研修室	

☆オブザーバー

原田 寿樹	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所 福祉室	
-------	--------------------------	--

(13) お申込み方法

当法人ホームページより、別紙「受講申込書(様式1)」にて事業所ごと必要事項をご記入の上、下記のFAX番号にFAX(※)をお願いいたします。(締切り: 2017年10月6日(金)必着)

※FAX送信後、必ず下記の電話番号に確認のお電話をお願いいたします。(平日9:00~17:00)

<p><お問い合わせ先> 社会福祉法人 乙訓福祉会 乙訓福祉会・ライフサポート事業所 (研修担当: 榎内・三宅) 〒617-0814 京都府長岡京市今里西ノ口17-9 FAX (075)874-6510 電話 (075)874-7373 ホームページ http://www.otokunifukushikai.com/ Eメール lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp</p>
--